

## 第14章 看護料について

### 【支給対象】

看護料の支給対象となる「看護」とは、傷病労働者が医療機関において入院療養を受ける際に、当該医療機関の看護担当者（以下「院内看護担当者」という。）による看護以外に、その病状等から判断して医師が治療上必要と認め、看護を担当する者（以下「看護担当者」という。）を外部から求める場合の看護をいいます。

したがって、看護の保険給付の対象となるのは、傷病労働者の病状等から判断し、療養上必要とされる期間中に行われるものに限られ、単に傷病労働者の不自由や不便等を補うために行われるものは保険給付の対象とはなりません。

これを、「特別労災付添看護」といいます。

#### 1 特別労災付添看護の支給基準

保険給付の対象となる特別労災付添看護は、次の（1）及び（4）の要件を満たす医療機関において、入院治療中の傷病労働者が、（2）の支給要件に該当し、かつ、（3）の看護形態等による看護を受けた場合に保険給付の対象となります。

##### （1）対象医療機関

対象となる医療機関（以下「特別労災付添看護病院等」という。）は、入院基本料の届出をした医療機関です。

##### （2）支給要件

特別労災付添看護は、次のイ～ニのいずれかに該当するものであって、神経系統、精神又は胸腹部臓器の傷病により療養しており、その症状の程度が傷病等級第1級の1又は2に相当する者に対して支給されます。

- イ 傷病労働者の病状が重篤であって、絶対安静を必要とし、医師又は看護師が常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合
- ロ 傷病労働者の病状は必ずしも重篤ではないが、手術等により比較的長期間にわたり医師又は看護師が常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合
- ハ 傷病労働者の病状から判断し、常態として体位変換又は床上起座が禁止されているか、又は不可能な場合
- ニ 傷病労働者の病状から判断し、食事・用便ともに弁じ得ないため常態として介助が必要である場合

（傷病等級第1級の1）

神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの

（傷病等級第1級の2）

胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの

### (3) 看護形態

労災保険では、傷病労働者に対してその症状に応じた適切な看護が確保されるよう、看護担当者1人が担当する傷病労働者の人数についても、次のような制限があります。なお、傷病労働者1人に2人以上の看護担当者が付き添うことは、療養のために必要なものとは認められません。

イ 看護担当者数については、前記(2)の支給要件に該当する傷病労働者(以下「対象傷病労働者」という。)2人につき看護担当者1人の割合(傷病労働者を2で除した場合に生じた端数については切り上げるものとします。ただし、健康保険における入院基本料の看護配置が7対1、10対1又は13対1の病院においては切り捨てるものとします。)で認めています。

ロ 看護形態については、傷病労働者の症状に応じ医師の判断によるものとされています。

### (4) 入院患者数

特別労災付添看護病院等は、対象傷病労働者を常時2人以上収容していなければなりません。

この場合において、「常時2人以上収容する」とは、当該医療機関において対象傷病労働者を月間の実数で2人以上収容していることを常態としていることをいいます。したがって、対象傷病労働者が月間の実数で2人未満となった場合には、当該月以降は当該特別労災付添看護病院等に入院する対象傷病労働者には特別労災付添看護は認められないこととなります。

ただし、従来から特別労災付添看護を認めていた対象傷病労働者については、当該月以降1年間に限り引き続き特別労災付添看護を認められますが、2人未満となって1年を経過したときは、当該対象傷病労働者についても特別労災付添看護は認められなくなります。

## 2 看護担当者について

(1) 看護担当者は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づく保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかの免許を有するものでなければなりません。

ただし、看護資格者を求めることができないと認められる場合において、看護資格者以外の者(以下「看護補助者」という。)が当該医療機関の主治医又は看護師の指揮を受けて看護の補助を行うときは、当該看護資格者を看護資格者に準じて取り扱うことができます。

(2) 傷病労働者と親族友人の関係にある者によって当該傷病労働者が受けた看護は、保険給付の対象とは認められません。しかしながら、緊急その他やむを得ない事由により前記(1)の一般の看護担当者を求めることができないと認められる場合は、親族友人の関係にある者による看護であっても保険給付の対象となります。ただし、この看護は看護担当者1人が傷病労働者1人を担当する看護(1人付看護)の場合についてのみ認められます。

## 3 看護料の支給について

看護料は、昭和62年3月12日付け基発第132号の「労災保険における看護料算定基準」に基づきます。

## 4 看護料の請求手続きについて

(1) 請求手続きは、傷病労働者が、所轄労働基準監督署に

① 「療養(補償)給付たる療養の費用請求書」(様式第7号(1)又は第16号の5(1))

② 「看護の費用の額の証明書(様式1)」(別紙参照)

(証明書の右上余白に「特別」との表示が必要)

③ 領収書(原本)

をセットにして提出するというものです。

(2) 特別労災付添看護病院等が労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項の医療機関であって、対象傷病労働者に代わって当該病院の長がその看護料を立替払いした場合には、特に診療費とあわせ「診療費請求内訳書」により請求することができます。

この場合の記入方法は、当該内訳書右片の「80その他」欄に「特別労災付添看護料」と表示し、その金額を記載することになります。なお、この場合、当該内訳書には「特別労災付添看護費用明細書」を添付する必要があります。

1 誓約書の徴取について

入院療養する傷病労働者の看護に当たることとなる外部からの看護担当者であっても、当該医療機関の主治医又は看護師の指揮の下に看護を行うものであるため、当該医療機関の長は当該看護担当者から、主治医又は看護担当者の指揮に服する旨の「誓約書」（別紙）を徴しておかなければなりません。

◎ 看護費用の範囲及び支給基準等については、宮城労働局労働基準部労災補償課又は最寄りの労働基準監督署にお問合せ下さい。

(別紙)

<b>誓 約 書</b>	
わたくしは、貴院において労災保険の看護の給付を受ける傷病労働者の付添看護を行うにあたり、主治医及び看護師の指揮に服することを誓います。	
令和    年    月    日	
院長 _____	病院 殿
看護担当者氏名 _____	